

住民税均等割非課税世帯の皆さんへ

住民税非課税世帯に対する給付金のお知らせ

令和6年度住民税非課税世帯に対して
一世帯 3万円を支給します



支給要件

対象

令和6年12月13日時点で、上天草市に住民登録があり、世帯全員が令和6年度分の「**住民税均等割が非課税**」である世帯

対象外

- ・住民税均等割が課税の世帯及び未申告の人を含む世帯
- ・世帯全員が、**住民税均等割が課税されている別世帯の親族から扶養を受けている世帯**
- ・他市町村で本給付金を受給された世帯
- ・租税条約による免除の適用により住民税均等割が課されていない人を含む世帯

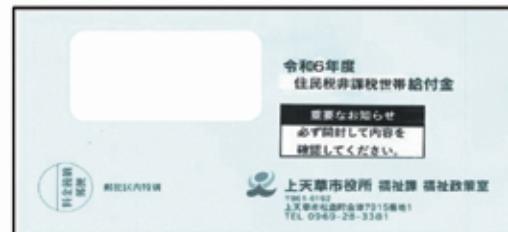
支給のお知らせが届いた世帯
→手続きが**不要**

確認書または申請書が届いた世帯→手続きが**必要**

- (1) **手続きは不要**ですが、次の場合は**届け出**が必要ですので、末尾問合せ先へご連絡ください。
- ① 振込先の変更を希望される場合
 - ② 支給要件の「対象外」の世帯に該当される場合
- (2) 届け出期限は、**令和7年3月13日（木曜日）必着**となります。
- (3) 期限までに届け出がなかった場合は、通知した口座に振り込みます。

- (1) **手続きが必要**です。届いた確認書または申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに同封の返信用封筒で郵送または市役所各窓口へご持参ください。
- (2) 提出期限は、**令和7年5月30日（金曜日）必着**となります。
- (3) 期限までに返送がなかった場合は、**本給付金の受給を辞退したものとみなします。**

給付対象世帯にこの封筒が届きます



問合せ

上天草市役所福祉課
☎0969-28-3381

福祉政策室

上天草市松島町合津7915番地1